

葛尾村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年8月5日
葛 尾 村
葛 尾 村 議 会
葛尾村教育委員会

葛尾村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、葛尾村、葛尾村議会、葛尾村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

法は平成28年4月1日から平成38年3月31日までの時限立法である。本計画は、前半の5年間である平成28年8月5日から平成33年3月31日までを計画期間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、人事担当課の総務課が主管となり、議会事務局、教育委員会事務局との連携のもと、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況及び数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標達成のための取組等

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、村長部局、村議会事務局、村教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するための目標を設定し、その達成に向けた取組みを本計画期間内において実施する。

(1) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支援するため、全ての男性職員が取得できる子どもが生まれた時の配偶者出産休暇並びに妻の産後等の期間中の育児参加休暇及び育児休業等について周知し、これら休暇等を取得することについて、職場の理解が得られるための環境づくりを行う。

目標：男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等の取得を促進する。

<取組> 平成28年度より実施

- ・男性の育児休業取得等の促進に向けて、意識改革や職場管理に関する研修を通じた意識啓発を行う。
- ・育児休業中の育児休業手当金の支給等、経済的な支援措置について対象職員に周知を図る。
- ・特別休暇の内容を周知するとともに、希望する職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備に努める。

(2) 年次休暇の取得の促進

職員がいきいきと活躍する組織となるためには、性別を問わず全ての職員が仕事と生活を調和できるワークスタイルが重要になってくる。また、余暇を楽しむ、仕事以外の様々な活動を通じて、職員自身が多様な価値観を得ることができ、多面的な視点から仕事を進めることができるようになる。そのために、以下のような取組により年次休暇の取得の促進を行う。

目標：平成32年度までに職員の年次休暇の平均取得率を、平成27年度実績の20.9%から25%以上にする。

<取組> 平成28年度より実施

- ・各課等において計画的な年次休暇の取得促進を図る。
- ・年次休暇、夏季休暇等を利用した連続休暇の取得について引き続き促進を図る。
- ・職員が安心して年次休暇を取得できるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備し、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。

(3) 時間外勤務の縮減

長時間の時間外勤務が継続することは、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすことになる。また、仕事と生活の調和、職員の士気の確保、人材の確保等の観点からも時間外勤務の縮減に取り組むことの重要性はますます高まっている。そのため、以下のような取組を通じて時間外勤務の縮減に努める。

目標：時間外勤務の年間平均時間が、現状を超えることのないように努める。

<取組> 平成28年度より実施

- ・所属長は、職員の時間外勤務の状況等を的確に把握した上で個々の職員に対し指導するなど、時間外勤務のできる限りの縮減に努める。
- ・小学校の始期に達するまでの子を育てる職員に対して、職業生活と家庭生活の両立を支援するため時間外勤務及び深夜勤務の制限の制度について周知する。